

こどもの人権教育・啓発に取り組んでみませんか！！

『人権学生ボランティア』募集要項



1 趣旨

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力など、こどもが被害者となる事案が後を絶たず、こどもの人権をめぐる状況は一層深刻化しています。また、インターネット上の誹謗中傷や、差別を助長するような情報の発信のほか、感染症、外国人や障害のある人、性的マイノリティであることなどを理由とする差別や偏見は依然として存在しており、その解消に取り組まなければなりません。

このような状況の中、福井地方法務局及び福井県人権擁護委員連合会は、国民の皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、様々な人権教育・啓発を行っています。

とりわけ、こどもに対する人権教育・啓発については、対象を幼稚園・保育園から小学校、中学校、高等学校へと次第に活動の輪を広げ、こどもたちに思いやりの心や生命の尊さについて考えてもらうための「人権教室」や啓発活動に積極的に取り組んでいるところです。

そこで、平成29年度から、大学生（大学院生含む。）の皆さんに人権教育・啓発活動を体験していただく企画を実施しています。例えば、人権教室において、こどもたちに、人権とは「みんなが仲良く、幸せに生きる権利のことである」と伝える中で、大学生の皆さん自身にとっても人権尊重の必要性、重要性について改めて考える機会となることと考えています。さらに、大学生の皆さんが、様々な人権啓発活動等を実践的に経験することにより、時代や社会が求める豊かな人間性を更に育むことができるものと考えています。

2 対象者

福井県内の大学に通学する学部学生又は大学院生の希望者

3 活動内容

(1)人権教育・人権教室 (2)街頭啓発活動 (3)スポーツ組織と連携した人権啓発 等

4 参加案内登録

人権学生ボランティア活動に参加を希望する方は、「『人権学生ボランティア』参加案内申込書兼活動参加申込書」を提出し、参加申込みした上で、希望する活動に参加してください。

なお、安心して参加いただくため、活動内容に応じて、事前に説明や打合せを行います。

5 活動の案内

随時、ホームページに募集活動を掲載します。また、活動によっては、参加申込書に記載していただいた連絡先へ参加を呼び掛けるご案内をする場合もあります。

6 申込書の提出先

福井地方法務局人権擁護課宛てにメールの方法で提出してください。

7 保険の加入

人権学生ボランティアとして啓発活動に参加する当日は、傷害保険（傷害に係る死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金含む。）に加入するものとし、その経費は福井県人権擁護委員連合会が負担します。ただし、在籍する大学で既に学生保険等に参加している場合は、大学で事前申請の手続を済ませてから活動に参加してください。なお、当日、万が一けがや事故等が発生した場合には、下記問合せ先に速やかに連絡してください。

8 事業主体

福井地方法務局、福井県人権擁護委員連合会

9 活動参加証明書の交付

良好な態度で活動に参加した学生には、福井地方法務局長及び福井県人権擁護委員連合会長の連名で「人権学生ボランティア活動参加証明書」を交付します。

【申込み・問合せ先】

〒910-8504 福井市春山1丁目1-54

福井地方法務局人権擁護課・福井県人権擁護委員連合会事務局

電話 0776-22-4210 FAX 0776-22-4194

メール jinken01_fukui@moj.go.jp